

# 令和6年度 外国人雇用管理講座

## 外国人雇用の課題と対策

主催：埼玉県社会保険労務士協同組合

講師：社会保険労務士・行政書士 石川 利之

令和6年 9月22日

# はじめに

## 本日の講座のポイント

1. **ルールを守る外国人**の受け入れ
2. **安全・安心を脅かす外国人**を入国させない・国外退去させる
3. 外国人には、**就労制限**がある
4. **不法就労助長罪**に問われないためには

# I. 出入国管理の基本

## 1. 出入国管理行政

(1) 外国から日本国へは自由に入国し、就労・生活をする事はできない。どの国も自国民以外の人間の出入国には制限を設けている。この制限は各国において**自由に決定**ことできる。

国際法上、どのような外国人の入国を認め、あるいは拒否し、追放(強制送還)するかは、日本の国家主権に基づき、**自由に決定**することができる。

(2)法律 出入国管理及び難民認定法(略称:入管法)

(3)行政庁 法務省 出入国在留管理庁 ⇒ 東京出入国在留管理局  
⇒ 東京出入国在留管理局さいたま出張所

## 2.出入国在留管理庁(入管)の役割

基本的な役割は、人権を尊重しつつ、出入国及び外国人の出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ること。難民を保護すること。そして外国人の受け入れ環境整備に係る総合調整を行うことです。

出入国在留管理庁は、**ルールを守る外国人**を積極的に受け入れる一方で我が国の安全・安心を脅かす外国人の入国・在留を阻止し、**確実に我が国から退去**させることにより、円滑かつ厳格な出入国在留管理の実現や、諸外国や国際機関と協調し、真に庇護を必要とする者を保護することを目指します。

さらに、関係機関と連携し、日本国民と我が国社会が受け入れた外国人が良き隣人として共に暮らせる**共生社会を実現**することを目指し、これらを実現することにより、我が国の秩序ある社会の実現と経済・社会の健全な発展に寄与することを目指します。

(出典:出入国在留管理庁パンフレットより)

\* **共生社会**とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの違いを認め、尊重しあい、共に生きてゆく社会。

\*ヘイトスピーチ(差別的言動)法(平成28年)

基本理念:国民は、本邦外出身者に対する**不当な差別的言動の解消**の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

### 3.出入国在留管理基本計画(2019年4月)

#### (基本方針)

- (1)我が国の経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていく
- (2)開発途上国等への国際貢献の推進を図るとともに、技能実習生の保護の観点から**技能実習制度の適正化**を推進する。
- (3)受け入れた外国人との**共生社会の実現**に向けた環境を整備していく
- (4)安全・安心な社会の実現のため、厳格かつ適切な入国審査及び在留管理と**不法滞在者等に対する対策**を強化していく。

(5) 訪日外国人旅行者の出入国手続を迅速かつ円滑に実施することで観光立国の実現に寄与する。

(6) 難民問題については、国際社会の一員として、適正かつ迅速な保護の推進を図っていく。

(出典: 出入国在留管理庁パンフレットより)



# Ⅱ. 就労できる在留資格とその範囲

## 1. 在留資格とは

外国人が日本に在留する間、一定の活動を行うことができること。  
又は、一定の身分や地位有する者としての活動を行うことができることを示す「**入管法上の法的な資格**」のことです。

外国人は、この法的な資格に基づいて日本に在留し、日本で活動することができます。

日本に在留することは、外国人本人の**目的**があります。その**目的**を入管が認めて、その**目的**に応じて在留資格(29種類)が許可されます。

しかし、**目的(例えば:通訳として働く、日本人と結婚して日本で生活する)**を、逸脱すると在留資格を取り消されることになります。

## 2.ビザ(査証)と在留資格の違い

ビザ(査証)は、海外にある日本大使館・領事館が発給する「**日本に入学するための書類**」です。

日本大使館・領事館が審査の結果、「外国人が日本に入学することは支障がないと判断した」ことを、日本の入管に示す「推薦状」です。

ビザ(査証)は、**パスポートに貼付**します。

在留資格は、日本入学後に入管が許可するものです。

### 3.在留資格の区分

#### (1)就労目的で在留が認められる在留資格

①**技術・人文知識・国際業務**(略称:ギジンコク)

②技能実習(1,2,3号) 3年又は5年

③特定技能 1号 5年

2号 期限なし ⇒ 永住者

\* 「**指定書**」に就労する会社を記載

④特定活動---法務大臣が認める活動---「**指定書**」に活動内容を記載

i) 難民 「**指定書**」(資料①)で活動が定められている(風俗禁止)  
(就労できない場合もある)

ii) 46号 日本の大学卒業で日本語試験(**N1**)合格者  
「**指定書**」に会社名・住所記載

# 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営法)

## 第2条第1項

1. キャバレー、料理店、カフェ **客の接待**をして客に遊興又は飲食
2. 喫茶店、バー 客に飲食をさせる 営業所内の**照度10ルクス以下**
3. 喫茶店、バー 客に飲食をさせる **個室を設ける(5㎡以下)**
4. マージャン、パチンコ **射幸心をあおる**(まぐれ当たりの利益を得る)
5. スロットマシン、テレビゲーム機 **射幸心をそそる**

\* 業務と関係ない清掃・テッシュ配り(間接的仕事)でも、**就労不可**

## (2) 身分に基づく在留資格(就労制限なし)

### ① 永住者

i) 日本に連続して**10年以上**在留していること。但し直近**5年以上**就労資格(技能実習、特定技能1号は除く)で在留。

ii) 特例 日本人の配偶者

イ) 実態を伴った婚姻期間**3年以上**かつ引き続き**1年以上**日本に居住していること

ロ) 在留資格(在留期間**3年**を有していること)

② 日本人の配偶者等---日本人の配偶者、実子、特別養子

③ 永住者の配偶者等---永住者・特別永住者の配偶者、日本で出生した実子

④ 定住者---日系3世、外国人配偶者の連れ子等

\* 定住者は、**5年以上**在留すると永住申請ができる

### (3) 就労活動が認められていない在留資格

① 留学生

② 家族滞在---留学・就労資格で滞在する外国人の配偶者、子

\* 特定技能1号、技能実習は除く

\* **資格外活動許可**があれば、**週28時間**まで就労可(風俗禁止)

### (4) 特別永住者(就労制限なし)---「**特別永住者証明書**」

\* 戦前から日本に居住していた韓国・朝鮮・台湾出身者及びその子孫

#### 4.在留資格別外国人(就労関係) (2023年12月31日)

(2019年 コロナ前)

|                  |           |         |
|------------------|-----------|---------|
| (1)技術・人文知識・国際業務等 | 490,000   |         |
| (2)技能実習生         | 400,000   | 410,000 |
| (3)特定技能1号        | 210,000   | 1,600   |
| (4)特定活動          | 70,000    |         |
| (5)永住者           | 890,000   |         |
| (6)日本人・永住者の配偶者等  | 200,000   |         |
| (7)定住者           | 220,000   |         |
| (8)留学            | 340,000   | 340,000 |
| (9)家族滞在          | 220,000   |         |
| (10)特別永住者        | 280,000   |         |
| (合計)             | 3,320,000 |         |

## 5. 入国～在留手続きの流れ

- (1) 日本国で入管に「**在留資格認定証明書交付申請**」を行い、入管から「在留資格認定証明書」の交付を受ける。⇒ 外国に送付  
(有効期間: 3ヶ月) \*メールでも可
- (2) 外国人本人が、大使館・領事館で「**ビザ(査証)申請**」を行い、発給を受ける。⇒ パスポートに押印またはシール貼付(有効期間: 3ヶ月)
- (3) 日本に到着した空港等で入管の入国審査官による入国審査を受け「上陸許可」を受けます。⇒ パスポートに「**上陸許可書**」を貼付
- (4) 在留資格更新許可申請
- (5) 在留資格変更許可申請 (例) 留学 ⇒ 就労資格



## 6.在留カード(外国人の身分証明書)

(1) 中長期滞在者(3月を超える)に交付(入国時の空港で)

(2)交付しない場合

①3月以下の在留期間が決定された者

②「短期滞在」(90日以下)の在留資格が決定された者

(3)交付されたら、市役所等で、**住民登録**を行う。

(4)**常時携帯義務**(特別永住者は義務ではない)

(5)紛失したら、警察に届け出⇒紛失届書を添付して入管で再発行

(6)在留カードには、就労制限の有無・就労資格・資格外活動について記載されているので、**雇用時に確認⇒不法就労助長罪**

## (7)偽造在留カードに注意

「**在留カード等番号失効情報照会**」で検索

\*外国人マニュアルシート QRコード

\*在留カード SA64738538EF  
有効期限 2024年9月30日

## (8)「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方

## 7.技術・人文知識・国際業務(ギジンコク)

(1)技術:**理学・工学その他の自然科学の分野**に属する技術若しくは知識を必要とする業務に主として従事する活動

\*実務経験 10年以上

\***大学卒業者**---経験による知識では足りず、学問的、体系的な知識

\*生産管理、システムエンジニア、土木・建設機械等の設計、開発

(2)人文知識:**法律学・経済学・社会学その他の人文科学の分野**に属する技術若しくは知識を必要とする業務に主として従事する活動

\*実務経験 10年以上

\***大学卒業者**---経験による知識では足りず、学問的、体系的な知識

\*企画、法人営業、会計、広報

(3) 国際業務: 外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に主として従事する活動

\* 3年以上の実務経験(但し、大学卒業者を除く)

\* 通訳・翻訳・貿易・外国語指導・広報など外国人独自のセンスを生かす仕事で、母国の文化や言語を生かした仕事に限定されます。

(4) 技術・人文知識は、大学での履修科目と関連した業務となります

(5) 日本人と同等以上の報酬

\* 初任給 日本人 20万円 外国人 18万円 ⇒ 不許可

## (6)「技術・人文知識・国際業務」で雇用するための必要書類

### ① 留学 ⇒ 技術・人文知識・国際業務

i) 卒業証明書、成績証明書---専攻科目の確認

ii) 会社の雇用理由書

\*どのような仕事をさせるのか、その仕事は大学で専攻した科目と**関連性があるか明確に説明**する。

## ② 他社からの転職

### i) 就労資格証明書

現在の「技術・人文知識・国際業務」の他社の雇用条件等で取得したので、現在の会社でも合致しているか確認するため。

### ii) 外国人本人の転職理由書

これまでの職歴、転職理由

### iii) 会社の雇用理由書

どのような仕事をさせるのか、その仕事は経歴や実務経験及び大学での専攻科目と**関連性があるか明確に説明**する。

### ③ 社内の異動に伴う業務変更

i) **異動後の業務内容**が在留資格にあっているか注意が必要

ii) (例)SEから海外向けの法人営業に異動した場合

在留期間の更新申請をした場合、改めて業務内容と、本人の**経歴や実務経験が関連**しているか審査されます。

\*日本人は、職種の変更(配置転換)が自由にできるが、  
外国人は、**職種が限定**されているので自由にできない。

## 8. 特定活動46号

### (1) 制度の概要

① **日本の大学を卒業**した留学生が大学で習得した広い知識、応用的能力、日本語能力等を活かし、日本語を用いた**円滑な意思疎通**を要する業務に従事する場合、これまでの在留資格では認められなかった**一般的なサービス業務や製造現場での業務**に従事することができる。

② 令和6年2月末 ⇒ 短大・高専卒業でも学士の学位授与  
認定を受けた専門学校を終了 高度専門士

### (2) 日本語能力

① 日本語能力検定試験**N1**合格者

② 大学において、「**日本語**」を専攻して卒業した者



(3)業務内容に「技術・人文知識・国際業務」の対象となる業務が含まれていること

(4)従事できる業務の例(常勤で派遣は不可)

①飲食店に採用され、店舗において外国人客に対する通訳を兼ねた接客業務を行う。

それに合わせて、日本人に対する接客も含む。

②工場のラインにおいて、日本人従業員から受けた作業指示を技能実習生や他の外国人従業員に対して外国語で伝達・指導しつつ、自らもラインに入って業務を行う。

# Ⅲ. 技能実習制度

## 1. 技能実習制度の歴史

(1) 1960年代から海外に進出した日本企業が、現地法人等の社員を日本に呼び、知識や技能を習得(人材育成)させ、母国に帰国させ現地法人等の発展に寄与させたもの。

(2) 1993年、海外進出できない企業でも発展途上地域から 人材を日本に呼び、**実践的な技術習得**ができる**技能実習制度**が開始された。

\* 1993年～      研修 1年      特定活動(技能実習)1年

\* 1997年～      研修 1年      特定活動(技能実習)2年

\* 研修 1年: 労働者ではない(最賃未満で就労した)。

(3) 技能実習制度の本来の目的趣旨(人材育成)を理解しないで単に低賃金労働者としての扱いや賃金未払い等の問題が多く発生した。新たに在留資格「**技能実習**」を創設し、入社之初から会社と雇用契約を結び労働基準法の適用を受けることになった。(但し、1ヶ月かつ160時間以上日本で座学による講習あり)

2010年7月 施行

技能実習 1号 1年

技能実習 2号 2年

\* 社会保険労務士・行政書士等による「**法的保護講習**」始まる。

(4)改正後も監理団体や実習実施機関(会社)による不正行為が依然として後を絶たないため、さらに制度の抜本的見直しを行い、技能実習生を保護するために、「**技能実習法**」を制定し、その法律に基づいて、「**外国人技能実習機構**」が技能実習計画の**認定**を行うこととなった(従来は、入管法で管理)。

また、実習実施機関は、届出制。監理団体は許可制となった。

技能実習法(2017年11月1日施行)

技能実習 1号(1年) 2号(2年) 3号(2年)

\* 技能指導員、生活指導員

## (5) 技能実習生で、建設業に従事する者

① 給料は、**月給制**とする。

\* 雨で仕事が休みでも、給料は支給される。

② 建設キャリアアップ

\* 技能者の保有資格、研修受講歴等を登録。毎日の就業実績をカードリーダーで**記録・蓄積**する。⇒**経験の見える化**

③ 入国後、建設キャリアアップに登録する。

i) 実習実施機関(会社)が事業者登録をする。

ii) 技能実習生を個別に登録する。

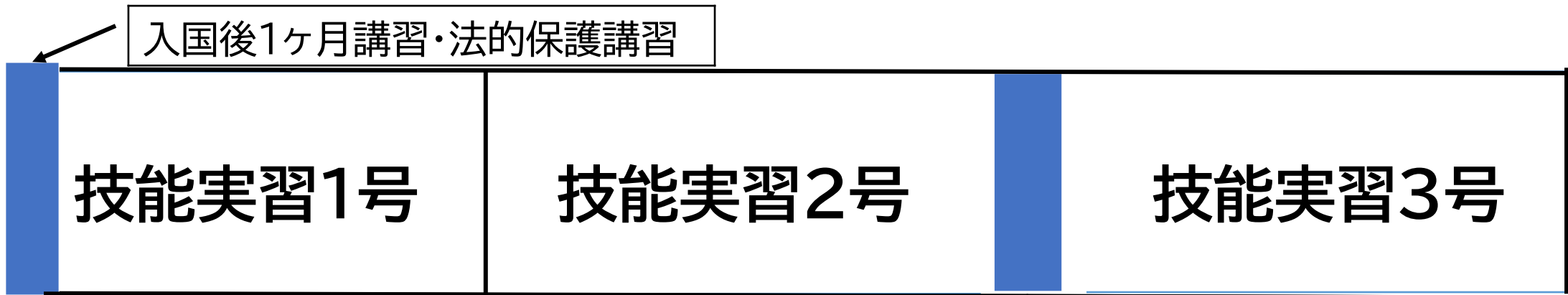
\* 次回更新まで登録しないと、2号への変更許可ができない。

## (6) 技能実習制度の説明

① 技能実習1.2号は同一の会社・仕事 3号は**転職**(同じ仕事)できる

② 1号から2号、2号から3号へは、試験 ⇒ 合格 が必須

\* **2号⇒3号 3級技能検定合格**



2号から3号への移行は一旦帰国(1ヶ月以上)

一旦帰国は、3号の途中でも可(1年以内に)

## 2.技能実習法

### (1)目的(第1条)

この法律は、技能実習に関し、理念を定め、国等の責務を明らかに～**技能実習計画の認定**(外国人技能実習機構)及び監理団体の許可の制度を設けること等により～**入管法、労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令**と相まって、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって**人材育成**を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による**国際協力**を推進することを目的とする。

### (2)第3条第2項

技能実習は、**労働力の需給の調整手段**として行われてはならない。

### 3.外国人技能実習機構(法務省・厚生労働省が所管する認可法人)

#### (1)監理団体に対する権限

- ①監理団体に対して**実地検査(定期・申告)**
- ②監理団体から報告を求める

#### (2)実習実施者(会社)に対する権限

- ①**技能実習計画の認定** ⇒ 不法行為があると認定の取り消し
- ②実習実施者に対して**実地検査(定期・申告)**
- ③実習実施者から報告を求める



### (3) 技能実習生に対する役割---**保護・相談**

- ① 入国時に入管を通じて、「**技能実習生手帳**」の配布
- ② 母国語による相談 ・申告への対応  
(電話・メール・手紙)
- ③ 実習先の変更支援

#### \* 主な相談

- ・意に反して帰国させられそうになったとき
- ・パスポートや通帳を取り上げられたとき
- ・いじめやパワハラなど、人権侵害を受けているとき

## 4.技能実習生が妊娠・出産した場合の対応

(1)女性の技能実習生が、実習期間中に妊娠・出産をすることがあります。日頃から孤立しないよう話しやすい環境が必要です。

⇒ 生活指導員

(2)妊娠した場合、産前産後休暇、育児休業、出産手当金等の経済的な保障について十分に説明する。また、解雇はされないことを説明が必要です。

(3)技能実習は、妊娠・出産による中断があっても再開できる。

\*その他、家庭の事情で中断帰国しても、再開できる。

(4) 妊娠・出産する場合、どのように決定するか、本人に十分に説明し、選択をしてもらう。

(選択例)

① 日本で出産、育児休業後、技能実習を再開する。

② 母国で出産して、本人のみ日本で技能実習を再開する。

\* 再度入国して、技能実習を再開するには、**外国人技能実習機構での手続き**が必要となります。

\* 技能実習を一時中断する場合や子を出産した場合等の在留資格については、**地方出入国在留管理局**で相談します。

③ 技能実習を**中止**し、母国に帰国する。

## 5.不正行為

(1)労働基準法違反により、労働基準監督署から「是正勧告」を受けると、その内容は、「**外国人技能実習機構**」に通知される。

\*外国人技能実習機構が調査に来る場合あり

(2)監理団体は実習実施機関(会社)を**監査**(年4回)をおこない、技能実習が適正に行われているかチェックしている。

①保護 暴行・強迫がないか、通帳・パスポート等を会社が保管していないか

②**労働基準法を遵守**しているか

\*36協定、控除協定、給与口座振込 同意書、給料明細書

③技能実習認定計画と異なる作業に従事させていないか等

(3) 実習実施者(会社)が「不正行為」を行い、入管が、その「不正行為」が技能実習の適正な実施がされないと判断したとき、一定期間、技能実習生の受け入れができなくなる。

① 賃金の不払い

5年間停止

② 人権を著しく侵害する行為

5年間停止

③ 不法就労者の雇用

3年間停止

# IV. 特定技能制度(2019年4月1日)

## 1. 制度の意義 --- 人手不足対策

(1) 特定技能は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保の取り組みを行っても、なお人材確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れてゆく仕組みを構築することである。

(2) 特定技能は、**転職**できる(職種を変更することはできない)。

\* 人材が地方か給料の高い都会へ移動する

## 2. 特定技能1号

(1)相当程度の知識又は経験を必要とする技能

①技能実習2号修了者(3級技能検定試験合格)

②日本語能力試験N4以上(介護は、さらに「介護日本語試験」)  
学科試験・実技試験

(2)在留期間 通算で5年

(3)家族帯同は認められない。(永住権の就労資格には、加算できない)

## (4)登録支援機関

- ①特定技能は、**個人が会社と雇用契約を締結**して就労します。  
技能実習の監理団体のように、入国から帰国まで関与する機関はありません。

そこで、**受け入れ企業が様々な支援(10項目)**を行うよう義務付けられています。しかし中小企業等ではできない場合があるので、この支援を外部の「**登録支援機関**」に全て委託することができます。

\* 支援は特定技能1号のみ、特定技能2号には支援体制なし。



## ②支援項目

i) 事前ガイダンス

ii) 出入国時の送迎

iii) 住居確保・生活に必要な電気水道契約支援

iv) 生活オリエンテーション

v) 市役所等に対する届け出の同行等

vi) 日本語学習の機会の提供

vii) 相談・苦情への対応

viii) 日本人との交流促進---共生社会の実現

ix) 転職支援---受け入れ側の倒産・人員整理等

X) 定期的な面談(対面)・行政機関への通報---労基法違反等

### 3. 特定技能2号(日本語能力N3)

#### (1) 熟練した技能

\* 自らの判断で、**高度に専門的・技術的な業務**を遂行できる。又は  
**監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務**を遂行  
できる。

#### (2) 特定技能2号になるには (2号⇒R5.12末 37人)

##### ① 建設業

- i) キャリアアップシステム **レベル3**(職長: 熟練技術者)
- ii) 評価試験

##### ② その他 実務経験、資格試験、評価試験

### (3)在留期間

①期限なし

②永住権の取得に必要な「**就労資格**」に算入できる(10年)。

### (4)家族滞在が認められる

\*配偶者、子

## 4.注意事項---違反すると受入ができない

(1)労働、社会保険及び租税に関する**法令の規定を遵守**してること。

\*雇用契約の締結、各種保険料及び納税が法律通り納付されているか

(2)特定技能者が従事する業務と同種の業務に従事していた労働者を過去1年以内に**離職**させていないこと。契約締結後も同様。

\*定年退職者、自己の責めに帰すべき事由で退職、自発的離職を除く

5. 特定技能の職種---日本標準産業分類 **4桁**コードで確認

(1)特定技能1号 12分野:今後分野・業務区分が追加される

介護、ビルクリーニング、**工業製品製造製造**、建設業  
造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、  
飲食料品製造業、外食業

\*追加予定分野:自動車運送業・鉄道・林業・木材産業

\*バス、タクシー運転者・運輸係員(運転士・車掌・駅係員) **日本語N3**

(2)特定技能2号 11分野

ビルクリーニング、工業製品製造製造、建設業  
造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、  
飲食料品製造業、外食業

\*特定技能2号に介護がないのは、すでに在留資格「**介護**」があるため

# V. 育成就労制度（令和9年実施の見込み）

1.概要 育成就労法は、技能実習法を抜本改正。

(1) 技術移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を、抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保**を目的とする「**育成就労制度**」が創設されます。（令和6年6月21日から3年以内に施行）（新たに在留資格：育成就労）

\*日本語能力が求められる

就労開始前：N5又は同等の日本語講習受講

育成就労⇒特定技能：N4

(2).外国人技能実習機構に代わる「**外国人育成就労機構**」を設立。

①**育成就労計画**（3年分）の認定を行う（例外として4年あり）。

②育成就労外国人の**転籍支援**を行う。

③1号特定技能外国人に対する相談援助業務を行う。

(3) 技能実習制度の監理団体⇒改めて**監理支援機関**として許可を受ける。

\* **外部監査人の設置**を許可要件とした。

\* 社会保険労務士が外部監査人に就任（監理責任者 3年更新）

(4) 送出国と改めて「**二国間取決め**」を行う。

(5) 本人意向転籍の制限緩和---緩和条件は、以下の通りで予定

① 就労期間については、育成就労分野ごとに**1～2年の範囲**で設定。

\* 育成就労分野は、原則特定技能と同一。

② 技能検定基礎級 合格

③ 日本語試験 育成就労分野ごとに定める **N5又はN4** 合格

(6) 特定技能への移行 技能検定3級+**N4** 合格

## 2.技能実習に関する経過措置のイメージ

(1)下記の①又は②に該当する場合は、**施行日以降も技能実習**を行うことが可能であり、要件を満たせば、次の段階の技能実習までは引き続き行うことができます。この場合は「**技能実習制度が適用**」され技能実習から育成就労に移行することはできない。

①**施行日前に入国**し、施行日時点で技能実習を行っている。

②**施行日前に技能実習計画の認定を申請**している。

\* 施行日から3ヶ月以内に技能実習を開始すること。

(2)技能実習1号⇒2号⇒3号 との関連

①施行日において**1号 ⇒ 2号**に移行できる。

②施行日において**2号 ⇒ 3号**への移行は、**一定の範囲**に限る。

\* 一定の範囲:今後主務省令で定める。

# 施行日(令和9年予定)

入国

①施行日前に入国し、施行日時点で現に技能実習を行っている場合は、引き続き技能実習を行うことができます。

入国

申請

②施行日前に技能実習計画の認定の申請をしている場合は、施行日以後に技能実習生として入国できる場合があります。

\* 施行日から3か月以内に開始することを内容とする技能実習計画に限ります。  
また技能実習計画は、施行日以後に認定される場合があります。

入国

出国



施行日前に既に技能実習を終えて出国している場合は、技能実習生として再度入国することはできません。

(出典:出入国在留管理庁HPより)



# VI. 外国人労働者を雇用する場合の注意点

## 1.外国人の置かれている状況

(1)外国人は、日本に**目的をもって在留**しており、その目的に応じて在留資格が与えられている。

\* 正当事由がなく、在留資格に応じた**活動をしな**いと、**在留資格の取消**事由となる。

(2)外国人には職業の自由がない。(日本国民の仕事を守るため)

①但し、永住者等の身分に基づく在留資格者を除く

②会社を退職、再就職をしたら14日以内に入管に、「**活動機関に関する届出**」を提出する(資料②)。

③技術・人文知識・国際業務は、就職した会社で有効である。

i) 会社での雇用理由書で限定されている。

ii) 転職した場合は、改めて雇用理由書の提出及び就労資格証明書の取得が必要となる。

iii) 就労資格証明書の取得は任意だが、転職先での業務が技術・人文知識・国際業務の在留資格と活動内容が合致しない場合があるので、更新に備え、あらかじめ確認しておく。

④特定技能、特定活動46号は、転職したら**在留資格変更許可申請**が必要となる。

\*この在留資格は、「**指定書**」で、**企業名や勤務先の住所**が記載されているので、転職の都度、在留資格変更許可申請する。

(3)転職等に伴う**住所変更**は、必ず行う。

\*正当事由がなければ、在留資格の取消事由に該当する。

(4)金融機関との取引は、「**在留期間満了に関する届出書**」を更新後の在留カードを提示し、提出する。

\*届け出を怠ると**取引停止**となる。---口座の転売防止

## 2. 在留資格の取消事由(入管法第22条の4)

### ◎正当事由がある場合を除く

(1) 在留資格に基づく活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとしているとき。

(2) 在留資格に基づく活動を3か月以上行っていないとき

\* (例) 留学生が除籍処分となり、留学生としての活動をしていないとき。

(3)「日本人の配偶者等、永住者の配偶者等」の在留資格で在留する外国人が、配偶者としての活動を**6か月以上**行わないとき。

\* (例) 夫婦は同一世帯で、同居が原則ですが、夫と別居し遠隔地の土地に住み、「風俗営業等」の仕事で働いていた。---偽装結婚を疑われる

(4) 転入転出で90日以内に、**住所地の届け出をしなかった**場合  
又は、**虚偽の届け出**をした場合。

### 3. 退去強制(強制送還)事由(入管法第24条)

(1) 資格外活動者---不法就労

(2) 在留カード等の偽造等の行為者

(3) 在留資格を取り消された者

(4) 不法滞在者(オーバーステイ:不法残留者)

\* 退去強制させられた者は、5年又は10年間、日本に入国できない。

#### 4.不法就労助長罪(入管法第73条の2)

次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する(R7.6.1～ 懲役⇒拘禁)。

- 一 事業活動に関し外国人に**不法就労活動させた者**
- 二 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを**自己の支配下**に置いた者
- 三 **業として**、外国人に不法就労活動をさせる行為又は前号の行為に関しあつせんしたもの

\*不法就労助長罪の厳罰化:**5年以下の拘禁若しくは500万円以下の罰金**

\*「**事業活動に関し**」とは行為を行うものが自ら運営し、又は従業員等として従事する事業の目的遂行に必要な活動に関してという意味。

2 前号各号に該当する行為をした者は、次のいずれかに該当することを**知らないことを理由**として、同項の規定による**処罰を免れることはできない**。但し、過失がないときはこの限りではない。

- 一 当該外国人の活動が当該外国人の**在留資格に応じた活動に属しない**収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動であること(**資格外活動**)
- 二 当該外国人が当該外国人の活動を行うに当たり、第19条第5項の許可(**資格外活動許可**)を受けていないこと。(留学・家族滞在)
- 三 当該外国人が**不法滞在者**であること。



## 5.外国人を雇用する場合に 注意すべき点

(1)資格外活動---国内においてユーチューバーで収入を得る

(2)資格外活動許可を受けていない(留学・家族滞在)

①許可を受けていても、週28時間以内(残業時間も含む)で、かつ、連続する日で、**どこを切り取っても**28時間以内で管理する。

\*労基法の週40時間、雇用保険の週20時間の概念ではない。

②留学生は、28時間以内でも、**出席が悪い**と、資格更新が不許可になる

③留学生は、卒業した日後は、「資格外活動許可」は無効

(3)不法滞在者(オーバースティが多い)

#### (4) ハローワークへの届出

- ①外国人(特別永住者を除く)を雇用した場合は、資格届書17欄～23欄までの事項を届ける
- ②届出事項は、「**在留カード**」の表裏に記載されているので、顧問先からコピーを取得しておく。

(5)外国人は、在留資格の更新や変更届が付いて回るので、どのようなことでも、必ず義務を果たすように指導する。義務が果たさないと、「**在留態度が悪い**」とされ、更新や変更届が不許可になる場合がある。

- ①住所変更
- ②活動機関に関する届出(退職、転職)
- ③社会保険料、税金の未納

## 6. 不法就労を助長していないことへの立証

(1) 入管法では「過失がないときはこの限りではない」と規定されている。

### (2) 過失がないことの立証

① 在留カード及びパスポート記載内容を**原本で確認**(コピー不可)

② 在留カード等番号失効情報照会で**失効の有無**を確認

③ 在留カードを**傾けて**確認  
絵柄がグリーン色に変化  
左端がピンク色に変化  
ホログラムが3D的動きをする

④ 在留カードの**透かし文字**の確認 「MOJMO----」

⑤就労資格証明書を提出してもらう

⑥住民票を提出してもらう(マイナンバーも含め)

\* 失踪した技能実習生は、在留カードのナンバーをそのままですて技能実習を「留学」、「家族滞在」等に**変造**する場合あり。

また、住所は住民票と一致するか確認する。住所地の正しい届出されているか見るためです。

住民票が提出できないのであれば、雇用するのはリスクを伴います。

## 7.事業主が「不法就労助長罪」に問われた例

### (1)販売会社A

- ①平成28年3月に、当時中国からの「爆買い」で人手がたりないため中国人留学生を週28時間を超えて(多いときは週60時間)販売員として働かせていたもの。
- ②不法就労助長罪で大阪店長が逮捕・起訴されました。  
また、社長もこの**不法就労を知り得る立場**にあったため、法人としての会社と併せて「書類送検」された。
- ③中国人留学生15人も入管法違反(無許可活動)容疑で検挙された。

## 8. 外国人を雇用する際の陥りやすい点

(1)「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で**工場のライン**や**売り場の販売員**の仕事ができる。本人はやる気十分である。

(2)学生が真面目に働いてくれるから週40時間、**残業**して働いてもらった。

(3)すでに「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を持っていれば、当社に**転職**しても何の手続きもいらない。

(4)簡単なアルバイトなら**どんな外国人でも**できる。

(5)在留資格の更新をすべて**本人任せ**にしている。

# VII. 技能実習生・特定技能1号と脱退一時金

## 1. 脱退一時金の要件等

- (1) 日本に住所がないこと(帰国前に市町村に**転出届**を出す)
- (2) 国民年金又は厚生年金保険被保険者資格を、**喪失**していること
- (3) 帰国後2年以内に請求
- (4) 支給額計算の上限 60月(5年)
- (5) 本人名義の預金口座(支払は所得税20%控除)

## 2.脱退一時金の注意点

- (1) 10年以上、年金に加入すると脱退できなくなる。
- (2) 技能実習が**終了した時点**(2号又は3号)で脱退一時金を請求する
- (3) 3号の途中で一時帰国した場合は、住民票転出届は出さない。在留カードを保持したまま「みなし再入国制度」で出国する。出すと、技能実習の終了となる。

